争議団長　佐藤信之助
副団長　楢居孝一郎
情報部長　庄司識一郎
警備部長　阿部環
伝令部長　黒木通義
炊事部長　猿橋邦義
会計　梅田芳雄

争議団員ハ廿九日三十日ニ亘リ会社ヲ訪問シ退職手当即日支払ヲ要求シ引揚ゲタルガ不穏ノ行動ナシ

一、事業主側
事業主側ハ別記警告文ヲ発シ態度強硬ナリ

右及申（通）報候也

—

（別記）

争議各位が目下争議に入られ候ことは甚だ遺憾に存じ候
予て通知いたしたる如く全く休業出来ず解雇手当支払済みに付き争議団本部は解散せらるべく、猶御願申上候
争議は工場の平和其の他信用を損し延いては全従業員の為め一部の不利益なる結果を各位が負担せらるることに相成り候〔判読不能〕
申上候　当局としては〔判読不能〕十分申上考慮を
するべく〔判読不能〕申上候
今後争議又は争議幹部に対し争議強談又は暴行工場に侵入せられ或は退去の要求に応ぜざる場合あれば止むなく司法上の手続を執るべく〔判読不能〕人の名誉を毀損し又は強迫するものに対しては〔判読不能〕
刑罰を受ける事と相成るべく御注意被下度候也

昭和六年十月三十日

株式会社〔判読不能〕製作所　代表者
森　真一郎

争議団本部
御中